

平成24年度 生徒募集要項

さいたま市立大宮西高等学校



第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員 320人

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ平成24年度に入学する予定の者は出願できない。

(1) 平成24年3月に中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。

(2) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。

(4) 志願者は、原則として保護者とともに県内に居住している者。

3 通学区域

埼玉県的全区域とする。

第2 一般募集

1 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

出願の際に、現金(2,200円)を本校に納入する。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

	志願者が提出するもの	中学校長が提出するもの
提出書類	入学願書(様式5) 受検票(様式5-2) 調査書(様式1)	学習の記録等学年内評価分布表(様式3) 学習の記録等一覧表(様式4)
提出期間 及び 受付時間	平成24年2月20日(月) 2月21日(火)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 午前9時から正午まで
提出先等	本校へ一括して持参する。 郵送による出願はできない。 (出願の際に入学選考手数料を現金で納入することとなっているため。)	本校及び県高校教育指導課へ持参または郵送する。 郵送の場合は、「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 平成24年2月17日(金)を配達指定日とすること。

2 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

3 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内にそれぞれ1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、それぞれ帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成24年2月22日(水)から2月23日(木)まで
 受付時間は、2月22日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
 2月23日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

平成24年2月27日(月)
 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

- ア さいたま市立高等学校から他のさいたま市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- イ 県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校から本校に志願先を変更する場合は、改めて本校に現金(2,200円)を納入すること。
- ウ さいたま市立高等学校から県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校へ志願先を変更した者が、再びさいたま市立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は本校校長にすみやかに提出する。ただし、既に提出している場合は、改めて提出する必要はない。

(5) 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」(様式9)を交付する。

4 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票をすみやかに本校校長に提出すること。

5 学力検査

- (1) 志願者は、平成24年3月2日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~12:25 (40分)	昼 食	13:20~14:00 (40分)	休	14:20~15:10 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会		理科	憩	英語

※ 当日は、午前8時30分までに本校体育館に集合すること。

- (6) 学力検査の配点等については、「平成24年度埼玉県入学者選抜要領」(以下「選抜要領」という。)で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「平成24年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」(以下「実施要項」という。)による。

6 面接

実施しない。

7 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

- | | | |
|---|----|---|
| 1 | 日時 | 平成24年3月9日(金) 午前9時 |
| 2 | 場所 | 本校 |
| 3 | 方法 | 受検番号を掲示する。(電話等の問い合わせには応じない。)
本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書(様式7)を入学許可候補者に交付する。 |

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者の受検番号一覧を本校のホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。
- (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

平成24年3月に中学校を卒業する見込みの者で、中学校時代に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

入学願書(様式5)の記入にあたっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合又は「自己申告書」を提出した者であっても志願先変更の際に改めて「自己申告書」を提出しなかった場合には、その後志願する高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

面接は学力検査終了後、個人面接を実施する。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第2による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格

第1の2による。

イ 出願手続

(ア) 第2の「1 出願手続」による。

(イ) 住民票の写し(保護者と志願者について記載されているもの。)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

下記2による。

(3) 平成24年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内または県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記2による。

2 県外中学校等から出願する場合

(1) 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

(2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

平成24年1月10日(火)から2月20日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

なお、可能な限り、平成24年2月17日(金)までに「出願承認の申請」を行うこと。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の「1 出願手続」による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

さいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

さいたま市教育委員会学校教育部指導2課高校教育係に問い合わせること。(電話048-829-1671)

第5 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員 8名(募集人員に含める。)

2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成24年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の「1 出願手続」に準じる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第2の1の(1)のアについては、「入学願書」(様式5)、「受検票」(様式5-2)とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。
「入学願書」の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
- (2) 第2の1の(2)については、「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。
- (3) 第3の3の「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

第2の「3 志願先変更」に準じる。ただし、次のことに留意する。

第2の3の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、それぞれ1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

なお、一般募集による入学者選抜に出願している者又は帰国生徒特別選抜に出願した者であっても志願先変更の際に一般募集による入学者選抜へ志願先を変更した場合には、その後再び帰国生徒特別選抜へ志願先変更することはできない。

5 学力検査

第2の「5 学力検査」により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~14:00	休	14:20~15:10 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	学力検査当日に指示する	憩	英語

※ 当日は、午前8時30分までに本校体育館に集合すること。

6 面接

平成24年3月2日(金)に個人面接を実施する。

7 入学許可候補者の発表

第2の「7 入学許可候補者の発表」による。

8 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第2及び第4に準じる。

第7 選抜基準、入学者選抜実施要項・入学者選抜要領

入学者選抜における本校の選抜基準、入学者選抜実施要項・入学者選抜要領等の高校入試情報については、埼玉県教育委員会のHP内にある「埼玉県公立高等学校入学者選抜について」に公開されている。

HPアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/23nyuushi.html>

第8 入学手続等・入学許可候補者説明会

1 入学許可候補者説明会

入学許可候補者は、平成24年3月19日(月)午後1時30分から本校において行う「入学許可候補者説明会」に保護者同伴で必ず出席すること。

2 授業料等(参考：平成23年度の金額)

入学式で入学を許可された者は、さいたま市授業料等徴収条例による入学科、及び本校諸会費等を納入すること。ただし、下記のさいたま市内生とは、入学を許可された日までに、保護者とともにさいたま市に居住する者である。

なお、納入方法は口座振替によるものとし、所定の期日を守ることを要する。

(1) 入学科	さいたま市内生	5,650円	市外生	73,000円
(2) 授業料(月額)	徴収しない			
(3) 諸会費等(月額)	さいたま市内生	12,200円	市外生	12,200円

さいたま市立大宮西高等学校

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋4丁目9番地

TEL 048-624-4000 FAX 048-622-5700

HPアドレス <http://www.city-saitama.ed.jp/ohmianishi-h/>